

令和7年3月4日 情報・システム研究機構

1. 趣旨

情報・システム研究機構は、国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所、データサイエンス共同利用基盤施設から成る上位組織であるとともに、学術の発展と社会のイノベーションの原動力となるデータサイエンス並びにオープンサイエンスを強力に推進し、社会的課題並びに地球規模課題をはじめとする肝要な問題を情報とシステムという視点から捉えなおすことにより、その解決を目指している。

データの重要性が社会全般で高まっているなか、学術の形成・発展の基本要素となる研究データについては、特にその重要性和価値が認識され、広く利活用に向けた期待が寄せられるだけでなく、記録・収集、保存することは研究者自身を守り、所属する機関の健全な運営に繋がる。

機構は大学共同利用機関が他機関との研究活動がミッションであることを踏まえ、研究データを効率的かつ適切、倫理に基づき管理する環境を整備するとともに、生み出された研究データの利活用に供し、保持することが求められている。

2. 本ポリシーの目的

本ポリシーは、機構の1)研究データの管理及び2)研究データの公開の場面において、責任ある研究データの管理・公開を推進し、学術の継承と発展に寄与することを目的とする。

3. 研究者の定義

本ポリシーにおいて、研究者とは、機構において研究活動を行う者をいう。

4. 研究データの定義

本ポリシーにおいて、研究データとは、研究者が研究利用等を対象とするデータを指し、デジタル／非デジタルを問わず、研究等の関連資料全般に含まれる情報等も含む。

5. 適用範囲

本ポリシーは、機構、研究者及び機構の職員に適用する。

6. 研究データの管理・公開に関する基本的な考え方

機構と研究者が協力して、関係法令や規則等を遵守するとともに、機構において実施される研究等に関する研究データを管理し、契約等によって制限される場合を除き、研究データの長期的な共有・公開を行うよう努める。各研究所等においては、研究分野の特性を考慮し、研究データ等の管理・公開を含め、本基本方針に基づく実施方針を定める。

7. 研究者の退職・採用等に関わる対応

研究者が機構に採用又は退職・異動する場合、機構と研究者が協力して、当該研究者が研究利用等した研究データに対し、機関として責任ある研究データの管理・公開が継続されるよう努める。

8. 関連法令等の遵守

研究データの管理・公開においては、関係法令や規則等を遵守するとともに、常に最新の情報把握に努めることとする。

9. 第三者との契約の劣後

第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合、当該契約が優先されるものとする。ただし、共同研究等の契約締結にあたり矛盾抵触する際には、本ポリシーとの整合性に留意した管理等規程を含めるよう努める。

10. ポリシーの定期的見直し

本ポリシーは、研究データを取り巻く国内外の環境の変化に応じて、各研究所等との協議を踏まえ定期的に見直すものとする。